

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年10月31日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「9月18日に私が監査事務局に持参提出した横浜市職員措置請求書の〔請求の要旨〕及び〔請求の理由〕並びに事実証明書のとおり（再度の住民監査請求）」であると述べ、令和6年9月18日受付住民監査請求及び本件請求において、請求人は、A自治会（以下「本件自治会」といいます。）は、「会費を払って入会する任意団体、会費を払わなければ会員ではなくて会に意見を述べる資格が無いとする自称・自治会の同好会」に「変容した」ため、令和3年4月以降の本件自治会に対する自治会補助金等の交付は、「単なる任意団体・同好会への不正支出になる。」と述べています。また、市役所が「地域の課題対応を自治会に丸投げして、まんぜん自治会補助金を交付し続けることは、補助金ばらまき行政であり、市に損害を与えている」として、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずることを求める。」と述べています。その上で、事実証明書2（令和6年度A自治会総会議案書）により、令和6年度予算案（収入の部）として「地域活動推進費補助金」、「町の防災活動助成金」、「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」が計上されていることが示されています。

このことから、請求人は、本件自治会に対する補助金等の交付について、財務会計上の行

為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

さらに、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずること」についても主張しているものと解されます。

そして、本件請求は、令和6年9月18日受付住民監査請求について、再度の住民監査請求を求めているものと解されます。

## 1 補助金等の交付対象の誤り及び補助金交付事業の実施について

請求人が令和6年9月18日受付住民監査請求において、本件自治会への補助金等の交付が「単なる任意団体・同好会への不正支出」であると主張していることに対して、令和6年10月2日監監第600号「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（以下「本件通知」といいます。）は「請求人が当該主張の理由として挙げる「認識・考え方・好みが違う人を異分子として排除し、同分子の多数者で運営する」等は、いずれも、自治会内部の運営に関する意見であり、当該交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。」と判断しました。

これに対し、請求人は、本件請求において、書面議決で事実証明書3（A自治会会則）が全面改定されたことにより、本件自治会が「単なる任意団体」に「変容したことを市組織（市民局地域活動推進課、緑区地域振興課）が全く確認せず」に、「自治会補助金を交付していることが、交付対象を誤った違法又は不当な財務会計上の行為である。」、本件自治会のA自治会会則の改定による「自治会組織体制の基本的な変容についての意見は」「自治会内部の運営に関する意見」ではない。」と主張しています。

しかし、A自治会会則の改定は自治会内部の運営に関する定めを改めるものであり、当該交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

また、請求人が令和6年9月18日受付住民監査請求において、「地域活動推進費補助金の交付を廃止する措置を講ずることを求め」ていることに対して、本件通知は「請求人の主張は地域活動推進費補助金全般についての意見であり、当該交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。」と判断しました。

これに対し、請求人は、本件請求において、「住民団体の同好会を適当に作って、会則らしきもので自治会であると自称すれば、市組織が地域活動推進費補助金を交付決定する支出負担行為が、違法又は不当な財務会計上の行為である」と述べているのであって、「補助金全般についての意見」を述べたものではない。」と主張していますが、個別の地域活動推進費補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

## 2 「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の支出について

請求人が令和6年9月18日受付住民監査請求において、「令和3年度自治会会則全面改定により自治会費納付義務規定が無くなったのに、運営委員会が自治会費未払い＝自治会未加入としていて、実際の自治会員は420世帯位である。」と主張し、本件自治会は、「実

際よりも過大な450全世帯分の補助金等を不正受給している」と主張していることに対して、本件通知は「事実証明書1（A自治会会則）によれば、A自治会の会員はAに「居住する世帯を単位とする」とされており、住民監査請求書及び事実証明書の記載からは、「自治会費未払い」の世帯が「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の算定における加入世帯数及び申請世帯数等に含まれない理由が示されておらず、本件自治会への「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。」と判断しました。

これに対し、請求人は、本件請求において、事実証明書2（令和6年度A自治会総会議案書）から「428世帯が令和5年度に運営委員会が（自治会費を払っている）自治会会員として扱っている世帯数であるのに、」「450世帯（全世帯451世帯）分を市から補助金等受給しているので、」「22世帯分を本件自治会は不正受給（市が不正支出）している」「事実が把握できる。」と主張しています。

しかし、住民監査請求において必要とされる「財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査請求の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘」（東京地裁平成3年3月27日判決。以下「東京地裁判決」といいます。）しなければなりません。

請求人が行った令和6年9月18日受付住民監査請求並びに本件請求に係る横浜市職員措置請求書及び事実証明書の各記載を総合しても、本件自治会への「地域活動推進費補助金」及び「町の防災活動助成金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

### 3 「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」の支出について

請求人が令和6年9月18日受付住民監査請求において、本件自治会は「広報誌配付謝金を受給しているのに、自治会費未払者には（中略）配付しない。」「資源回収金を受給しているのに、ごみ分別をしない住民に自治会は対応しない。」と主張していることに対して、本件通知は「住民監査請求書及び事実証明書の記載からは、本件自治会が市へ報告した広報誌の配布部数や資源物の回収実績、それに基づく公金の支出額を確認することができないため、本件自治会への「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。」と判断しました。

これに対し、請求人は、本件請求において、「一般住民には把握できない財務内容・数値を求める判断である。」と主張しています。

しかし、東京地裁判決のとおり、住民監査請求において必要とされる「財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性あるいは不当性に関する主張は、監査請求の全体の趣旨からみて、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘」しなければならないところ、請求人が行った令和6年9月18日受付住民監査請求並びに本件請求に係る横浜市職員措置請求書及び事実証明書の各記載を総合しても、本件自治会への「広報誌配布謝金」及び「資源回収金」の交付が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものと認められません。

このため、本件請求（事実証明書を含む。）において、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を適示していると認めることができません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

※ 個別外部監査契約に基づく監査の相当性について

本件請求において、請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めています。

しかし、住民監査請求の特例として法第 252 条の 43 第 1 項に規定されている個別外部監査契約に基づく監査の要否は、住民監査請求の要件を満たしていることを前提とした上で、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときに、監査委員が決定するものです。

上記（理由）のとおり、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断したことから、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるかについては、判断しません。